0.8.1
1614

労発第二九三二号

昭和五年八月廿九日

警視總監　丸山鶴吉

内務大臣　安達謙蔵殿

社會局長官殿

各廳府縣長官殿（指定府県）

松植ゴム工業所労働争議ノ件（第二報）

要旨＝工場主ノ態度強硬ナリ
労働者側ハ賃金ヲ受ケ且積極的態度ヲ有スル者ヲ動揺シツヽアリ

既報標記工場争議其ノ後ノ状況左記ノ通リ

右報中（通）報告

前ノ原料ヲ隠シハノ處アリニ警察中

ノ争議ニ一メシメシコトナ本社工場ヲ附近ニアルニ於テハ相当

ニ受議ノ猶ニ賃ハナシ非ズニアッテノナルカ同ノ示談

同交渉ヲシナイハテ會社側ト[illegible]諸費甚ノ少ノ言ノ不在

正式協議ニ應シテ共ニ謝ヲ[illegible]書ナ由ニ會社ヲ強

ニ西ノ事務所ニ従業員ノ大衆ニ[illegible]小態ニ從ハシメヲ

(1)